

# ○国立大学法人上越教育大学会計機関における電子決裁に関する 取扱要項

(平成24年3月29日学長裁定)

最終改正 平成29年3月27日

(目的)

- 1 この要項は、国立大学法人上越教育大学の会計事務における電子決裁に関する事項を定め、業務の効率的な運営を図ることを目的とする。

(定義)

- 2 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 決裁 国立大学法人上越教育大学文書処理規程（平成16年規程第27号）第2条に規定する決裁をいう。
  - (2) 電子決裁 電子計算機上の電磁的記録により回議、合議及び決裁することをいう。
  - (3) 電子申請 教職員が、電子計算処理上の電磁的記録により、決裁者等に対し会計処理の申請をすることをいう。
  - (4) 電子承認 決裁者等が、電子計算処理上の電磁的記録により、決裁者等が起案された会計処理を承認することをいう。
  - (5) 決裁者等 国立大学法人上越教育大学会計規則（平成16年規則第16号）第6条第1項に規定する会計機関の責任者（以下「責任者」という。）及び国立大学法人上越教育大学会計機関等職務権限委譲細則（平成24年細則第4号）第2条に規定する責任者から職務権限の委譲を受けた職員をいう。
  - (6) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。

(電子決裁の範囲)

- 3 電子決裁の範囲は、電子申請及び電子承認に係る決裁とする。

(電子申請及び電子承認の範囲)

- 4 電子申請及び電子承認の範囲並びに電子計算処理上の画面様式は、別表に定めるとおりとする。

(電子決裁の履歴管理)

- 5 電子決裁の履歴は、次の各号に掲げる事項の電磁的記録により管理及び保存する。

- (1) 会計年度
- (2) 処理担当部門
- (3) 処理実行日
- (4) 処理担当者
- (5) 文書識別番号
- (6) 起案担当者

(管理責任者)

- 6 電子決裁に係る電磁的記録を適正に管理するため、管理責任者を置く。

- 7 管理責任者は、財務課長をもって充てる。

(その他)

8 この取扱いに定めるもののほか、会計機関における電子決裁の実施に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則（平成25年3月22日）**

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則（平成29年3月27日）**

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

**別表（第4項関係）**

区 分	範 囲	電子計算処理上の画面様式
電子申請	財務会計システムのWEB申請機能（JUSTA-WEB）を用いた購入等依頼承認済データによる調達申請	購入等依頼書
電子承認	国立大学法人上越教育大学予算決算及び出納事務取扱規程（平成16年規程第60号）第15条に定める支出契約決議のうち、調達役が行う100万円を超えない契約の承認	支出契約決議書
	国立大学法人上越教育大会計規則（平成16年規則第16号）第10条に定める伝票処理のうち、財務会計システム（JUSTA）の自動仕訳機能により作成される振替仕訳の承認	振替伝票